

一度、該当物件があり届出をされて、今回の届け出期間の

新築住宅引渡戸数が0件であっても、 基準日における届出は必要です。！！

※基準日は3月31日、9月30日の年2回（届出期間は基準日翌日から20日間です。）

○基準日における届出手続きが必要な事業者について

	基準日	基準日	基準日	
事業者A	新築住宅引渡あり	新築住宅引渡なし		事業者B・事業者Cだけでなく、 事業者Aも基準日における届出 手続きが必要です。
事業者B	新築住宅引渡あり	新築住宅引渡あり		
事業者C	新築住宅引渡なし	新築住宅引渡あり		

※住宅瑕疵担保法では、過去10年間に引き渡した新築住宅の累計件数を算定することが必要です。このため一度届出をされた事業者は、その後に引き渡した新築住宅の戸数が0件であっても、継続して届出手続きを行うことが必要です。（累計件数は許可行政庁で算定します。）

○保険契約を締結し引き渡した新築住宅の戸数が0件の方の場合の届出手続きの方法

1 届出手続きの準備

保険契約を締結して引き渡した新築住宅の戸数が0件の事業者の方には、保険契約締結証明書が0件記載で封入されています。

※ 保険契約締結証明書【明細】は封入されていないのでご注意ください。

※ 戸数が違う場合には、保険契約締結証明書を再発行する必要がありますので、保険法人にご連絡下さい。

2 届出手続きに必要な書類

基準日における届出手続きに必要な書類は『届出書』のみです。

3 届出書の作成

住宅建設瑕疵担保保証金の供託および住宅建設瑕疵担保責任保険契約の締結の状況についての届出書

（左上に『第一号様式〈第五条関係〉』と記載のある書類をご使用下さい。

※届出手続きの方法については、国土交通省のホームページをご覧ください。

4 届出書の提出

届出書を基準日（3月31日、9月30日）の翌日から20日間のあいだまでに建設業許可を受けた行政庁に提出して下さい。